



共同実施日より
令和5年10月24日発行

【発行責任者】
宇部市小・中学校事務共同実施会
統括長 森田成寿

～ 諸手当認定書類の確認について ～

諸手当（扶養・住居・通勤・単身赴任手当）の支給は、本人からの届出に基づいて行われます。届出をしなかったり、届出が遅れたり、届出の内容が誤っていたりすると、支給できる手当が支給されないことや支給された手当の返還を求められることがあります。

扶養手当受給者の方は必見

事務職員は職員から扶養親族として認定されているものがアルバイト等を始めたと申告を受けた時、事実発生から1年間、次のような方法で認定継続出来るかを確認します。

○アルバイト開始等の事実発生から1年間の確認方法について

アルバイト開始等の事実発生時に1次判定として当該月の所得（見込額）が基準額（130万円の12分の1）以上かどうかで判定する。

以降、3か月後に2次判定として3か月の平均所得、6か月後に3次判定として6か月の平均所得、9か月後に4次判定として9か月の平均所得で判定する。

1年後に5次判定として1年目の所得で判定する。1年目の所得が130万円未満だった場合は、引き続き認定を継続することができる。

逆に、130万円以上だった場合は、認定を取り消す。

※4月3日から月間所得が変動するアルバイトを始めた場合

（単位：円）

	1次判定	4月	5月	6月	2次判定	7月	8月	9月	3次判定	10月	11月	12月	4次判定	1月	2月	3月	5次判定
扶養親族		90,000	100,000	90,000		100,000	90,000	100,000		90,000	100,000	90,000		100,000	90,000	100,000	
確認対象所得	4月見込額				4～6月の平均額				4～9月の平均額				4～12月の平均額				4～3月の平均額
確認結果	90,000	認定継続			93,333	認定継続			95,000	認定継続			94,444	認定継続			1,140,000

区分	確認時期	確認方法
1次判定	勤務開始時（4月）	勤務開始月の所得見込額により要件を確認。 給与支給月には、実績額を確認
2次判定	勤務開始から3月後（6月）	4～6月の所得実績平均により要件を確認
3次判定	勤務開始から6月後（9月）	4～9月の所得実績平均により要件を確認
4次判定	勤務開始から9月後（12月）	4～12月の所得実績平均により要件を確認
5次判定	勤務開始から12月後（3月）	4月から3月の所得実績合計により要件を確認

※ 1年経過後の確認方法については、事務職員へお尋ねください。

《お願い》

上記の確認を行うため扶養親族がアルバイト等を始めた場合、給与支給額（明細書等）を勤務開始から1年間（毎月）、事務職員にお知らせください。

令和5年度学校徴収金等の会計処理の点検について

7月10日から10月4日にかけて宇部市教育委員会 学校教育課に同行し、市内全小中学校の徴収金会計の点検を行いました。各校とも丁寧な会計処理がなされていましたが、下表のとおり改善事項がありましたのでお知らせします。

改善事項	改善内容
・繰越金 ・年度末の返金	学年教材費は、原則次年度への繰り越しはしない。 年度当初の計画の見直し及び執行状況の早めの確認により徴収額の調整を行う。
・不明瞭な収入承認書・支出命令書	収入も支出も、その金額の根拠となる文書等を添付する。 (転出、年度末精算文書、PTA助成金の根拠となる文書等)
・支払時のクレジットカード、電子マネー等の利用によるポイント付与	現金払いを原則とし、購入時にポイントカードなどを使用しないように周知を徹底する。
・レシート、領収書の提出遅れによる立替払金の精算処理の遅延	立替払いのレシートや領収書があれば、直ちに提出するように、購入者に周知を徹底する。

※この表の改善事項は一部抜粋です。網羅したものをご覧になりたい方は事務職員までお尋ねください。



～ 年末調整の季節になりました ～

○年末調整を行う理由

年末調整とは、源泉徴収された税額の年間の合計額と、年税額を一致させる精算の手続です。

年末調整の対象となっているのは、原則として、勤務先に「扶養控除等申告書」を提出している人ですが、給与の収入金額が2,000万円を超える人など、一定の人は年末調整の対象とはなりません。

この精算の手続をするためには、「扶養控除等申告書」のほか、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」、「所得金額調整控除申告書」、「保険料控除申告書」又は「住宅借入金等特別控除申告書」を勤務先に提出する必要があります。

出典：国税庁ホームページ

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/kyuyosyotokusya.htm#a000>)

保険料ですが大きな金額を掛けていないけど、保険料控除申告書に記入して申請した方が良いですか？



申告する方が良いです。保険料が大きな金額でないし、記入するのが面倒だからという理由で今まで申告しなかった方でも申告しておけば、収める税金が少なくなり、手取りが増える可能性があります。